

平成28年度 第8回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

平成28年度第8回農業委員会総会日程表

日 時 平成28年11月 4日(金) 午後 1時30分～

場 所 JAうま総合経済センター2階 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 鈴木 和夫

議 事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知
について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申
請に対する意見について

日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申
請に対する意見について

日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利
用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第6 諮問第1号 農業振興地域整備計画の変更に対する意
見について

出席委員(33名)

1番	高橋 幸正	2番	藤田 紘正
3番	石川 有利	4番	星川 安德
5番	長野 祥	6番	石川 邦彦
7番	合田 慎太郎	9番	篠原 一志
10番	石川 雅弘	11番	高橋 裕
12番	山川 不器雄	14番	篠原 義尚
15番	石川 武将	17番	鈴木 登雄
19番	武村 喜太郎	20番	武村 美枝子
21番	篠永 貴	22番	三好 忠行

23番 妻鳥 和美

25番 高橋 寅夫

27番 鈴木 博美

29番 阿部 恒一

31番 安部 忠男

33番 坂上 大恭

35番 齋藤 伊勢子

37番 鈴木 和夫

24番 高橋 博

26番 深川 厚

28番 高橋 恒男

30番 辻 政春

32番 渡邊 嘉富

34番 河村 薫

36番 高橋 祥志

欠席委員 (2名)

13番 賀田 康臣

18番 三宅 繁博

出席した職員

事務局長 曾我部 和司

次長 近藤 久幸

係長 岩崎 浩樹

次長 大西 唯文

係長 岡田 昇

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 11月にはいりまして、ようやく秋らしい季節となりました。大変お忙しいところを総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。新聞でしょっちゅう出ますが、TPPの国会承認については、いずれはされるんでしょうが、それによる利益を被る人、あるいは不利益を被る人もいろいろあると思います。そういう中で、かっこいい言葉でいうと逆手にとってやっていける方法があればいいですが、そこらをあまり影響のないようなそういう農作物の組立てを考え進めていかなければいけないと思います。改正法の委員会法の中で来年から新しい農業委員会が始まりますが、それぞれの地域で説明会をお願いし、進んでおるわけですが、いよいよ公募が始まりますので、是非まだのところは急いで説明会をもつていただきたいと思っております。そういうなかで、スムーズなバトンタッチができればいいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。前の総会の中で農地中間管理機構の話が三宅委員から出ておりましたが、今日の議題の中でその中間管理機構の案件が1つあります。当初農業委員会の方へは出さなくていいと説明しておりましたが、こういう形で担当から説明がありますが、利用権設定をするということになっております。今日は議案が大変少ないので、今までいろいろ思われていること等、時間が十分ありますのでご意見を出していただいたらと思います。

議 長 只今の出席委員数は、33名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第8回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより会議を開きます。議事日程は、お手元に配布のとおり
であります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、
13番 賀田 康臣委員、18番 三宅 繁博委員
より欠席届けがありましたので、ご報告いたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、
29番 阿部 恒一委員、30番 辻 政春委員を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による
通知についてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。岡田 昇君

岡田係長 (受付番号27番～29番を議案書により報告)

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可
申請についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君

岡田係長 (受付番号49番～50番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号49番 質疑ありませんか。

高橋 博委員 49番、50番については等価交換であり便宜性からも大変いいことなので異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。近藤 久幸君

近藤次長 (受付番号135番～145番、議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。各委員さんの方で何かありましたら補足をお願いします。

議 長 受付番号135番。

石川有利委員 異議ありません。

議 長 136番

長野委員 136番、137番異議ありません。

議 長 138番

石川雅弘委員 138番、139番異議ありません。

議長 140番

鈴木登雄委員 140番、141番ですが所有者はともにご高齢で耕作が難しいので、やむを得ないので異議ありません。

議長 142番

篠永委員 工事は終わっておりますが、始末書が出ておりますので、車の出入りであわててしたということですが、異議ありません。

議長 143番

三好委員 住宅地については異議ありません。

議長 144番

局長 本日、隣接の農地の所有者と隣接住宅の方から申し出がありました。申し出の内容については、太陽光パネルの角度や隣地の農地への管理道の問題等の協議が整っていないなかで、許可されるのは理解しがたいということでしたが、本日午前中に行政書士さんとも連絡をいたしまして、明日、本人と協議する予定となっているそうです。申し出の本人も農業委員会で審査されるのは、書類が整っているのでは仕方がないとおっしゃっておりますので、今回書類が整っているということで、議題として出させていただいて判断していただくということで、その他のことについては事業者と綿密に相談をするということで、ご理解をいただいておりますのでよろしくお願いします。

渡邊委員 妙な話だな。ここは解決していないのに、農業委員会はOK出せというのは。

局長 OK出すので異議はないという話だったので。同じ業者さんがその隣地に管理道にフェンスを立てて問題があったことがあるらしく、それは解決したとのことですが、同じように角度であると

かフェンスの位置のことについて再度協議をさせてもらったら、異議はないとのことだったので。本人さんには今朝、農業委員会としては肅々と協議させていただきますと話をしております。今話をしていないことは記録には残しませんと言っているのです、申し出があったことは記録に残した上で採決させてもらおうということで行きたいと思っております。

鈴木博美委員 太陽光発電なので許可しないということはできないので、許可するのであれば、農業委員会より隣接地の地権者の同意を得た上で設置作業にかかるというように進めてはどうかと思うが。

局長 同意を得た上で設置しなさいという強制力はないので、こういうことで同意を得るように努めてくださいという文書は付けさせていこうとは思っています。ただ今日の話だと明日、本人さんと当事者同士で会うという話だったので、明日会ったの内容のことは報告をくれることになっているので、それで協議が整えば文書を付ける必要もないので、今の状態であればお願いの文書を付けるということで処理させていただきたいと思っております。

鈴木博美委員 異議ありません。

議長 申出者本人は、これについては内々で話をするが、許可することについては問題ないということですね。

鈴木博美委員 話さえしてくれたらいい。工事が始まってあとでもめたのはよろしくないのです。

局長 本人さんとも今日午後、農業委員会で採決したら許可になる可能性が強いという話をご理解いただいております。

議長 県の方が許可を出したあとで、いろいろ揉めると困るので、今言った説明の中では、申出者のこれについては了解していると、ただ隣接者と相談をしたうえで最終的な取り決めをしたいということなんですよね。

議長 常設委員会がこの10月28日にあったんですが、よく太陽光

の関係で愛媛県下でも多く転用されてきました。不思議なことに太陽光に対してのいろんな問題点だとか、不服といったようなものが県の方には届いてないんですかと個人的に県の方と話をしたんですが、あるかどうかはわからないが県の方へは届いていないと、もしそういうことがあればそれは地元の内々の中で解決してくれているので県の窓口の方に届いていないのではという説明をしておりましたが、おおっぴらに太陽光に対する問題点というのは報告されておられません。この四国中央市の中でも、前回土居の方であったんですが、同じようなことで騒音であったり、反射であったり、問題点もあろうかと思いますが、県下の中では大きな問題点はないということなんですが、いずれにしても反射、騒音については隣接者同士、内々で話し合いを済ましてもらいたいと思います。

渡邊委員 農業委員会が単なる転用の審査だけで、OKで事が済むのなら問題ないが、それでは難しいということでみんな心配して他の事も聞いていくけど、書類上、5条の中で転用するについては、農地の関係で異常なしで改良区にしても通してきたんだけど、その後、水の問題やいろんなことが起きた時に、農業委員会は全く関係ありませんで事が済むのだったらスムーズに行く。今の問題にしても1ヶ月待て、先に出しておいて後からきちっと話し合いをして報告してくださいで済まされる。問題が影で起きてないけどその部分をかなりしっかり把握していないと。

議長 農業委員会の役割分担からすると、今言われたように書類上問題がなければ、それは不相当だという返答はできない。

局長 今回、これを審議するかしないかの状態ですが、10月15日に受付をして議案に載せるということは、届出から40日以内に結論を出さなくてはいけない。今回、今日が11月4日ですすでに21日経って、あと残り19日の内に却下するのか許可するのか結論を出さなくてはいけない。4条、5条案件については市が審議したものを県に進達して県が審議して結果を出すんです。その要する日数が19日なんです。その19日の間に結果を出さなくてはいけないので、許可しないのかするか結論を出さないといけない。今回の案件は次に延ばすのであれば、一度取下げをした上

で、次の時に出してもらおうという扱いにしかならないんです。そのへんのところも当事者の方にも提案はしたのですが、今のままでやるということだと、40日以内に結論を出さなければ、逆に農業委員会が結論を出さなかったということで損害賠償を求められるということになるので、受付をしたこの案件については取下げ以外にないということになります。今日午前中、お伺いした案件でしたので近藤次長の方で行政書士等に連絡させてもらったなかで当事者の方もおいでたので、そのへんの話はさせてもらって、農業委員会は40日ルールがあって結論を出さないといけなないので、これはもう許可しないわけにはいかないと。そのなかでご理解していただきたいという話もしておりますので、一応は農業委員会が何もしなかったということにはならないと思っております。

議 長 それと合わせてですが、その不許可といった問題の話は農業用施設、農業用関係に対する障害がある場合にはいかんという返答ができるのですが、そういった物に対して支障がなければ、書類が整っていればそれ以上のことは実のところすべての対応なのですが言えないということなのです。鈴木委員からも説明がありましたように申出者が了解しているということなので、ただ今聞いていただいたとおりのことでやっていきたいと思えます。

議 長 それでは、145番

渡邊委員 異議ありません。

議 長 それでは、ほかに全体でご質疑はございませんか。

渡邊委員 この135番の備考の欄で初めて自治会長の意見書で問題ありませんと出てきたのですが、後何かあった時にここの自治会が困るようなことは起きないという話の中で自治会長の意見書が出てきているのか。水利組合とか土地改良区とは立場が違うのではないかと思うので。法的な書類の中に自治会長の名前が出てきて、この案件が何かの時に困らないかと、初めての感じがしたので。

局 長 石川有利委員、余木、長須は水利組合はないのですか。

石川有利委員 川之江の水利組合には入ってないですね。

局 長 法的にも水利組合や改良区がない場合は地域の自治会長の意見書というのが出てくるので、地域でご理解いただいているという判断になると思うが、ただ自治会の中で会議で決定したかということは我々ではわからないことなので、そのへんのところは後々残ってくる可能性はあります。ただこの案件については、ニチュの会社の隣接地で、フェンスを取り除いて造成すればできる所なので。

渡邊委員 いや、この案件についてどうこうではなくて、こういう形で自治会長が法的文章の中でとおってきた時に、小さい所なら自治会長の名前でええいよらい、それなら通せとか、かなり自治会長の責任が重いというか、自分は知らなかったということが起きたらいけないので、初めて自治会長の名前で、今までそういうトラブルがなかったらいいけど。

近藤次長 あくまで、第三者的な感じで問題がないということで、水利組合や土地改良区がない所については、問題がないという意見書を誰かにもらってほしいという県の指導がありまして、自治会長にもらってくださいということで、自治会長にどうのこうのというのはないと思われます。

局 長 あくまで、改良区や水利組合の範囲外の所についてのみなんです。そういう所があるときは、自治会でなく、水利組合であったり改良区に意見書をもらってこないといけないことになっているので、その範囲外ということで、たまたまここが水利組合も改良区もないということで。

議 長 そんなことで皆さんもご了解をいただいたらと思いますが、渡邊委員よろしいですか。

渡邊委員 はい。

議 長 ありがとうございます。いい指摘を。

議 長 それでは、ほかにございませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第2号は許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君

岡田係長 「議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）」を説明いたします。受付番号152番土居町畑野の田についての案件については、平成28年12月1日から平成33年11月30日までの5年間の使用貸借となっています。続きまして、受付番号153、土居町野田の田3筆の案件については、冒頭で会長から説明がありましたけど農地中間管理機構の関係です。平成28年12月1日から平成38年11月30日までの10年間の使用貸借ということになりますけど、利用権の設定の形で申請されてきているので、農業委員会の方で許可できるかできないかを審議していただいて、その後許可になりましたら、中間管理機構の方で利用集積計画を立て県知事の承認を得て公示ということになるのですが、その期間が約2ヶ月から3ヶ月かかるということで、先にこれを出させてもらっています。借り手がきちんと決まっていまして、同時にできないかということですが、先に申し上げましたとおり公示までに期間があるということで、借り手の方は平成29年2月1日から平成38年11月30日の間ということになります。3ヶ月間

に関しては空白となるのではなく、借り手もきちんと決まっていますので、その方が今までどおり、管理するという形になっておりますのでよろしく申し上げます。続きまして受付番号154、土居町天満の田1筆に関しましては、平成28年12月1日から平成31年11月30日までの3年間の賃貸借となっています。受付番号155番、土居町蕪崎の田2筆、畑1筆につきましては、平成28年12月1日から平成31年11月30日までの3年間の賃貸借となっています。受付番号156～159につきましては再設定ですので説明は省かさせていただきます。以上で終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、受付番号156番～159番については再設定であります。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの付則説明があれば、合わせてお願いいたします。

議 長 受付番号152番、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 153番

河村委員 先ほど事務局からも説明がありましたが、実際に耕作する方はですね、この村上恂藏さんの近所の方で河村知己さんといひましてこの156番にも出ておりますが、年齢は50代で経営面積も3町ほどしております。専業農家ということでそういうなかでございまして、この10年間の利用権貸借については問題ないかと思ひます。

議 長 154番

委 員 154番、155番については異議ありません。

議 長 受付番号156番～159番の再設定について、質疑はありませんか。

委員 なし。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

渡邊委員 議長、ちょっと。

議長 はい、渡邊委員。

渡邊委員 153番は結局、中間管理機構に預けて即、土地入れ替えるということ。

局長 中間管理機構が一度預かって、中間管理機構と借主とが貸借をするということです。

渡邊委員 借主は先、決まっているのだろう。今までこういう形でなくて地元の間が地元の農地を貸し借りのなかでやってきたなかで、こういう形で借りた人にいくらか手当が国の方から出るようになりだしたら、こういう形でも通るのだったら、今現在農地を借りて規模拡大している人、1回もどしてチャラにして、中間管理機構を通してすぐに借り手は決まっていますと元に戻したら、今の中間管理機構の中の事業として認められるのなら。中間管理機構については前から言よるけど、こういう形で借り手は決まっています。中間管理機構が何も仕事をしなくてもいい形をとって、借り手も決まってただ中間管理機構を通すだけ問題で、中間管理機構は事業をやっていますというのなら、ここにいる農業委員で何町も借りている農地を一回本人に戻して、中間管理機構だけ経由し

て田畑を三町なら三町借りたらいいわけ。それなら借り手の人も出てくるし、こういう問題が起きるし、完全に借り手も決まっている農地を中間管理機構に通さないかんということではなかったら補助金の対象にもならんのだったら、このやり方は前から言っているが解せんと。今まで一所懸命で荒らしたらいいかんということで、近所の土地を頼まれて借りて3年、5年契約の中で借りてきた人の全部の土地を中間管理機構は通せませんということで最初やったはずである。こういう形でただ借り手がはっきりしているという土地は今度は中間管理機構の事業として通しますよという形で、ただ実績だけを作りたくてやるのだったら、今まで、みんなお互いに、よその土地を借りて規模拡大した土地を一回戻せという。それで中間管理機構に持って行ってまた書類上振り替えたら全部、四国中央市の実績は出るし、貸した人もいくらか貸し賃が出るしな、このやり方をすんなりこういう形ですっと出して中間管理機構がこのように出してきて通す、借りて作る人には問題はないが、このやり方をこういう形で通すのなら、今まで借りてやっている人は一回全体で検討してみてやるべきだし、やる値打ちはあるし、貸した方も問題ないのなら、闇小作は別にして。

局 長

ひとつあるのは中間管理機構は10年以上という縛りがあってその10年がなかなか障害になっているという部分というのは確かにあると思います。10年以上まとめて貸すことができないので、とりあえず基盤強化法の1年なり2年なり3年なりでやりたいという意志の方がおるので、これについては中間管理機構はのらないということになります。今言っているように中間管理機構に1回返してのせるというのも、確かにやり方として考えられるのですが、中間管理機構については優良農地という縛りを持っておって、ここの農地の広がりが見込まれる農地を借りていくということなので、そのへんの選定の仕方が我々にもはっきりしないのですが、位置的なものも含めて中間管理機構が中に入るかどうかには決めているようです。今回の件についてはそれが合致していたということで、借り人もいるということでたぶん中間管理機構が借り受けるということにしたのだと思います。大きい内容は当人同士の賃貸借の料金の受け渡しがなくて、中間管理機構が集金もして土地の持ち主に支払うという流れになっているので、その辺が取り忘れとかがなくなるというメリットがあるとい

うのは1つあると思いますが、基本的には今おっしゃるように今今たくさん借りてきているところの中で、中間管理機構を通したら、幾ばくかお金が出てくるという制度的には認められるというところは確かにあると思います。

渡邊委員 10年以上借りている土地というのは多くあるはずである。やり方として地域としてこの地域が農地を集約して伸びるかという、借り手が決まっていたからこういう形をたまたま取っただけで、あと規模拡大して伸びていく地域ではない。やり方として、今まで一所懸命、他の農地を借りて頑張っている連中にこういう形のものが使えるようにしなかったら、貸している方も借りている方も何にもメリットがないように思う。

局長 その辺も含めて人・農地プランに基づいてやっている部分があるので。人・農地プランの話合いがまた今年もありますので、是非そういう内容も含めてこういう借り換えについてもプランの中に盛り込めるのかということで、話に出していただけたらと思いますので、是非ともご参加をお願いと思います。

議長 今の中間管理機構関係の1つの制約というのは、10年間を貸さないかんということになりますので、今過去を振り返ったら、ずっとこうできるんでしょうけど、中間管理機構の話は去年出た話なので、これから10年間契約ができる人についてのことになるので。

渡邊委員 最初にあれはダメですと言われたんよ。今契約してやっているものについては中間管理機構は解約してもいけませんということで、中間管理機構の事業がスタートしたので、みんな仕方がないと思っていた。

議長 これ勝手な解釈でおそらく国の方も勝手な解釈で、我々は農地中間管理機構ができると聞いた時は、どういう田も畑も全部耕作ができなかったら、農地中間管理機構に預けたら農地の貸し借りを農地中間管理機構がするんだという説明を皆さんも受けたと思うんです。そうだと思っていたら途中で変わってきて、受け手がきちっといるところと、それから耕作放棄地はダメですよと、こ

うにふうに後からどんどん後付けしてしもたんです。私は言い訳する必要はないのですが、そういう中でのやり方もまずいと思います。現実問題として10年間契約をして、農地中間管理機構に貸して受け人がいるのなら、こういうものを利用してくださいと去年も説明があったんですが、何か方法がなかったら農地中間管理機構は名前だけで終わると実績は県下もあがっていないが、全国的に4パーセントくらいしか中間管理機構を利用したところはなかったんです。だから国の方から押されて何とか利用してくれと言われて、方向転換してきたのだと思います。そういう中で今回こういう形で10年契約をしたいという申請があって、三宅委員は前回の総会の時にこれは農業委員会を通さなくていいのかという質問があったと思いますが、その時はかまいませんと説明したのですが、農業会議の方へ確認してみると公示の関係を含めて地権者と中間管理機構とは利用権設定をしてくれという指導のもとに今回、口の渇かないうちに出してしまいました。

安部忠男委員 高齢化社会になって、こういう10年間貸すというような制度について誰も見向きはしない。明日死ぬから、現金で気軽に安く買ってくれたらいいのでお願いしますという人間の方が多い。単年度でも1年でもかまわないので作ってくださいと言う人の方が多い。聞き取り調査でね。持っている地主でも高齢者ばかりですよ。何年も齢ない人ばかり、現金持って死にたい人ばかりですよ。タダでも貸してあげる。10年もいやです。と、こうだから人・農地プランで後継者のいない中で本当に前向いて進むような状態ではないと思う。若い人がおれば別です。1年、2年3年ならあると多く思います。人・農地プランでこういう条件をクリアしないといけないなら高齢者には無理です。

議 長 結局は交付金の関係をつけるために、いろいろ手立てをしている。こういうことをしないと交付金の関係がつかないので、やっているということもあるのです。

渡邊委員 やり方として実績だけつくるこういう形で出てきたら、今までやってきた人はきたないと思わ。

局 長 先日、中国四国の農業委員会の事務職員研究会に参加させても

らいましたが、四国の4県がそれぞれ1個ずつ発表したんですがその中で東かがわ市が発表した中で香川県は農地中間管理機構が人を雇って各市町に2人ずつ、週に3日か4日、機構の職員を派遣しているらしいんですよ。その職員が何をしているかという地域に出て行って貸し手、借り手の掘り起こしを行い、マッチングした上で機構に持っていくという動きをしているようです。愛媛県でもそういう動きができないか、今確認してもらっているが、今のところ愛媛県の中間管理機構はお金がない、人がおらん、市で全部やれという話なので、今のところ動きがとれない状態というのが実際のところですよ。農業振興課にしても担当が1人しかいなく、他の仕事も持っている中で現地へ行ってそういう仕事をするのは非常に困難なところがあるので、是非ともそういう人員を派遣してもらって専属で地域の人と話をするような状況がつけられるような形ができればいいと思っているが、まだまだ考え方が県によって違うみたいで、愛媛県についてはなかなかしにくいという部分があるみたいです。

議長　これはとにかく国の号令で中間管理機構をもっと活用せよという拍車がかかってくるのですが、担当の愛媛県の中間管理機構はどのようにやっても土地が集まってこないというのが実態であって。言い訳ばかりするようですが。

渡邊委員　借り手が今度できた農協のJAファームのようなところなら、まだ前に向いて行っていると思うが。中間管理機構を通じて土地を借りてやっていますというのなら、農協ともまた話して何とかああいう所を借りれるかという話になるが、個人で契約したものが、先に決まっている話の中でただ中間管理機構だけを経由さしたただけの形で。失礼な言い方だけど。

議長　それでは、管理機構以外の他の質問はございませんか。

委員　なし。

議長　日程第6、諮問第1号　農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。近藤 久幸君。
(近藤次長 受付番号 8 番により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 委員さんの補足説明があれば合わせてお願いします。

議 長 受付番号 8 番、質疑はありませんか。

石川有利委員 優良な農地だから編入したいと理由にありますよね。何かメリットはあるんですか。除外というのは聞いたことがあるが。

藤田委員 もともと昔からそこは農振地に入っていると思っていたので、今回新たに出てきたのは不思議だと思っていた。

近藤次長 前回の見直しの時に漏れていたということです。

局 長 今全体の見直しをしているところですが、前回漏れていたのが今回も漏れていたのを是正するために、今回の全体見直しに追加するために今回個別であげてきているということです。

議 長 他に質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
諮問第 1 号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、変更しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員。

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第 1 号は、変更しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は

すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第8回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間（14：35）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 鈴木和夫

委 員 阿部 順一

委 員 辻 政春